

平・上平地域義務教育学校設置協議会（第1回）

令和6年2月22日（木）午後7時00分

南砺市立平中学校 多目的ルーム

1 教育長あいさつ

2 協議会の設置について

- （1）協議会設置の背景 資料1
- （2）協議会の名称および協議会設置要綱（案） 資料2

3 組織について

- （1）委員の委嘱及び任命 資料3
- （2）委員長、副委員長の選出
- （3）委員長の挨拶

4 協議事項

- （1）（仮称）平・上平地域義務教育学校 運営形態と開校時期について 資料4
- （2）協議会の開催と協議事項決定までの過程等について 資料6

5 副委員長の挨拶

※ 第2回設置協議会

日時 令和6年5月 日（ ） 19：00～

場所 上平小学校

協議会設置の背景

1 第2次南砺市総合計画（令和2年度～令和11年度）… 別添1

目指すべきまちの姿

①未来に希望がもてるまち

- ・地域全体で子どもたちの育みを支える体制を整える

②皆で考えともに行動するまち

- ・地域への愛着や誇りの醸成、地域づくりを担う人材の育成

2 南砺市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）… 別添2

基本目標：豊かな人間性を育む学校教育の充実

○確かな学力の育成

【基本的方向】中1ギャップを克服し、安心して学校生活を送ることができるように小中連携、学校間連携を推進

【主な取組み】小中連携事業の推進

- ・各校区において9年間を見通した教育活動を展開する、小中一貫教育を開始
- ・小中学校教員の授業交流を促進し、同一校区内の小中一貫教育を実施
- ・複数教員による多学級の合同指導体制を構築
- ・利賀地域における山村留学を推進

3 南砺市の学校教育（令和2年度～令和6年度）… 別添3

◎ふるさとを誇りに思い、未来を切り拓く なんとっ子

～12年間を見通した教育の実現を目指して～

学校教育法の改正（学校教育法等の一部を改正する法律：平成28年4月1日施行）⇒義務教育学校の設置が可能になった

4 南砺市立学校のあり方に関する提言書… 別添4

①学校設置の基本的な考え方

- ・現在の教育環境をできるだけ維持しながら、児童生徒数の減少に伴い、市立学校を統合していく方向とする。ただし、小学校の機能は7地域にそれぞれ残す。
- ・学校の統合については、同一校区内での小学校と中学校を統合し、義務教育学校とする。または、小学校を残し、中学校については、隣接する校区の中学校と統合する。

5 平・上平地域づくり協議会要望書… 別添5

- ①児童生徒、保護者、地域が安心できる教育環境を今後も維持するため、義務教育学校とすることを強く望む。
- ②平・上平地域に義務教育学校設置協議会を設置し、早急に協議を開始すること。
- ③現在の上平小学校校舎を義務教育学校の校舎とすることを基本にして検討すること。
- ④空き校舎となる現在の平中学校は、地域のために有効に活用すること。

平・上平地域義務教育学校設置協議会設置要綱（案）

令和6年 2月20日
教育委員会告示第 号

（設置）

第1条 平・上平地域における義務教育学校の設置を目指し、南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び有識者、関係者等が協議を行うため、平・上平地域義務教育学校設置協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）平・上平地域における義務教育学校の創設に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、義務教育学校に関し教育委員会が必要と認める事項。

（組織）

第3条 協議会は委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）保護者の代表者
- （2）地域住民の代表者
- （3）学識経験を有する者
- （4）学校関係者
- （5）教育委員会の代表者
- （6）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数で決定したときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（招集の特例）

- 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、第2条に規定する所掌事項について協議が終了した日限り、その効力を失う。

資料 3

平・上平地域義務教育学校設置協議会 委員・事務局名簿（令和6年2月）

1 委員 14 名

N0.	役職	氏名	所属	備考
1	委員	荒井 重和	平中学校 P T A 代表	保護者の代表
2	委員	井渕 信雄	平地域づくり協議会 代表	地域住民の代表
3	委員	浦田 謙太郎	平地域有識者	地域住民の代表
4	委員	酒井 省吾	上平保育園保護者 代表	保護者の代表
5	委員	坂本 秀忠	上平小学校 P T A 会長	保護者の代表
6	委員	中村 里奈	上平保育園 園長	上平保育園
7	委員	成瀬 喜則	富山大学 学長特命補佐	学識経験者
8	委員	野村 由佳里	平中学校 校長	平中学校
9	委員	長谷 桂子	平みどり保育園 園長	平みどり保育園
10	委員	東山 真	平みどり保育園保護者 代表	保護者の代表
11	委員	真草嶺 信義	上平地域づくり協議会 会長	地域住民の代表
12	委員	松本 謙一	南砺市教育委員会 教育長	教育委員会
13	委員	道端 克彦	上平地域有識者	地域住民の代表
14	委員	山田 由紀子	上平小学校 校長	上平小学校

2 事務局 8 名

氏名	所属	備考
笠井 学	教育部 部長	
氏家 智伸	教育総務課長	
山本 佳和	教育総務課 副参事	
山田 浩司	教育総務課 主幹・学務係長	
高川 芳昭	南砺市教育センター所長	
溝口 早苗	総合政策部 こども課長	
森 佐保子	平市民センター 統括	
平 昌広	上平市民センター 統括	

(仮称) 平・上平地域義務教育学校 運営形態と開校時期について

1 運営形態について

案 1 キャンパス制（上平小学校の校舎を使用する）要望書案

※上平小学校改修案 … **資料5**

2 開校時期について

案A 令和8年4月開校

【条件】

- ① 校名が決定していること。

【運営形態】

- ① 1 キャンパスでの運営可能。

【利点】

- ① 校名決定までに余裕がある。
 ② 1 キャンパス（上平小学校）での運営が可能である。
 ③ 校歌や校訓、制服、教育課程やカリキュラム、特色等を検討する余裕があり、それらが大方そろった状態で開校できる。

【難点】

- ① 令和7年度は、現在の小・中学校のままの運用である。ただし、市の講師を配置する予算を計上する予定。

案B 令和7年4月開校

【条件】

- ① 校名が決定していること。

【運営形態】

- ① しばらくは2キャンパスでの運営。
 ※1 キャンパスを整備するまでの間。

【利点】

- ① 校長1名分の教員1名が配置される。

【難点】

- ① 校名を令和6年6月までに決定する必要がある。
 ー利賀学舎の参考ー
 R5.3.7 設置協議会で学校名を承認
 R5.5.16 定例教育委員会で承認
 R5.5.12～5.21 パブリックコメントの募集
 R5.6 市議会で議決
 ② 義務教育学校の運用面の制度を生かすことができない。
 ※1 キャンパス運営だと、義務教育学校内で時間割作成し、授業担当も前期課程、後期課程で自由に担当できるが、2 キャンパスでの運営となると、教員の移動が難しいためその制度を生かすことができない。また、1 年間のためにカリキュラム等を準備することは大変である。
 ③ 校歌や校訓、制服、教育課程やカリキュラム、特色等を検討する時間が短く、それらがそろわない状態で開校になることが考えられる。

(仮称) 平・上平地域義務教育学校



☒ 壁内消火栓+消火器
☒ 消火器
☒ 特定防火設備
☒ 防火設備
☒ 床点検口 (80センチ + 通廊共)

協議会の開催と協議事項決定までの過程等について

「平・上平地域義務教育学校設置協議会」を設置して、義務教育学校の開設に関する調査及び検討を行う。

1 平・上平地域義務教育学校設置協議会の開催

(令和6年度中に6回程度予定)

① 令和6年2月22日(木)に協議会を設置

第1回	令和6年 2月22日(木)	・委員委嘱 ・協議会における協議事項 等
第2回～	令和6年5月～ 令和7年10月	・2か月に1回程度協議会を開催

② 協議会の開催(9回程度)

【主な協議内容】

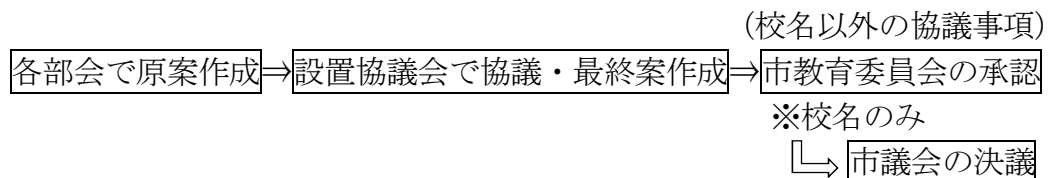
- ・開校時期について
- ・校舎の改修について
- ・学校名、校訓、学校教育目標
- ・学校施設
- ・学年区分
- ・校歌、校章、制服、運動服、ランドセル(鞆)
- ・9年間の系統性のある教育課程、教育カリキュラム(特色)
- ・保育園との連携

※参考:「利賀学舎」の設置に関する経緯等」 …

別添6

2 協議事項決定までの基本的な過程

- ① 協議会に部会(裏面参照)を置き、調査・協議を行う。
- ② 部会の内容については、窓口の教育総務課職員に報告(相談)する。
- ③ 各部会は部会ごとに調査・協議を行った後、協議結果を提案資料として設置協議会に諮る。



3 各部会設置について

部会名	構 成 委 員	役 割
地 域 ・ P T A 部会	○地域づくり協議会 ○保小中学校P T A代表者 ○地域有識者 ○小中学校長 ○保育園長 ・教育総務課（課長）	○校名、校訓、校章、校歌、制服、体操服、かばん等に関する事。○式典行事に関する事。○P T A及び同窓会の組織運営に関する事。（組織編成、規約の制定、役員の選出方法、運営計画等）○学校教育目標に関する事。○その他、地域・P T A部会に属する事項
事 務 部 会	○小中学校教頭 ○小中学校事務職員 ・教育総務課（係長）	○設備及び備品の廃棄に関する事。（学校備品、教材備品、学校図書、文章等）○その他事務部会に属する事項
教 育 課 程 検 討 部会	○小中学校教頭 ○小中学校教務主任 ○小中学校生徒指導主事 ○小中学校P T A代表 ・教育総務課（副参事）	○教育課程等教育内容の策定に関する事。（学年区分を含む）○学校行事に関する事。○部活動及びクラブ活動に関する事。○生徒指導及び生徒会、児童会に関する事。○その他、教育課程検討部会に属すること

※ ・は、各部会と教育委員会との窓口